

国官技第70号
国営技第30号
平成13年3月30日

最終改正：国官技第62号
国営整第154号
平成30年12月20日

各地方整備局 企画部長 殿
 営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
 営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部整備課長

「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について

工事現場における適正な施工体制の確保等については、「工事現場等における施工体制の点検要領」に基づき、発注者における適切な点検及び必要な措置について統一的に実施してきているところであるが、今般の社会保険等未加入対策の強化に基づき、元請業者並びに下請負人を含めて施工体制の確認に係る措置が徹底されていることから、書類の簡素化等業務の効率化を図るものとして、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- 別紙 3. 中「(3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真」を削除する。
別紙 3. 中（注1）「別紙 様式例」を（注1）「別添 様式例」に改める。
別添 様式例-6を削除する。

附則

本通知は、平成31年1月1日以降に入札公告を行う工事に適用するものとし、それ以外の工事は、監督職員との協議により適用を決定するものとする。

(別紙)

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、受注者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2. 対象工事

工事を施工するために、下請契約を締結した工事。

3. 記載すべき内容

- (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注1) 提出様式は、別添 様式例を参考とする。

(注2) 施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日付け建設省経建発第147号)を参考とする。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

5. 提出根拠

- ・建設業法第24条の7
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条

6. 適用

この要領は、平成31年1月1日以降に入札公告を行う工事に適用するものとし、それ以外の工事は、監督職員との協議により適用を決定するものとする。